

2012 年 10 月 31 日

横浜市消防局危機対処計画課
横浜市防災計画「震災対策編」修正担当 様

横浜市神奈川区六角橋 3-27-1
神奈川大学工学部荏本研究室内
防災塾・だるま

横浜市防災計画「震災対策編」修正素案についての意見書

標記につき下記の通り意見を提出いたします。

記

今回の修正素案が「減災目標の設定」と「人命を守ることを最優先とした対策の強化」を基本的な考え方として、全面的な修正が行われていることを高く評価いたします。

言うまでもなく、減災行動は「自助」「共助」「公助」の連携によって推進されるものですが、時間軸で見た場合、発災前及び発災 72 時間以内(救助救命期)の直接的な防災・減災行動は「自助」と「共助」の主体的な行動によって始めて可能となるものであり、「公助」が直接的に機能できないところではあります。

従って、「市民の生命と財産を一義的に守れるのは、自身の努力に懸かっていること」「この期間には行政の支援は殆んど及ばないこと」を、市民に対し横浜市は勇気を持って周知徹底することが重要と考えます。

また、取組みの強化に関する課題の整理洗い出しと対策が網羅されているが、これらの対策を実現するための仕組みが伴っていることが最も必要なことと考えます。

そして、「横浜市防災計画(震災対策編)」を着実に推進するため、横浜市防災計画推進条例の制定を提案いたします。

この条例には、横浜市・事業者および市民の役割分担と連携を明確にして、三者が応分に防災・減災活動を行うための方策を明記すること。

加えて以下の項目を継続的に実施する方策についても明記すること。

- ・地域の地震災害危険度の定期的・継続的な測定評価の実施
(横浜市では過去に”危険エネルギー”と呼称していた)
- ・事前の復旧・復興計画の策定
- ・BCP, BCM の策定
- ・復旧・復興財源確保のための活動基金の設立

＜項目についての意見＞

2. 減災に向けたまちづくり

- ・大地震よる火災対策を項目化し明記する。

3. 減災行動の普及啓発

- ・「自助」「共助」の中間に近隣住民の「互助」を設けると市民が理解し易くなる。
- ・家具転倒防止対策を徹底化するため、その仕組みを構築する。
- ・発災直後をイメージした減災訓練を定常化する仕組みを構築する。
(自治会・マンション対象)
- ・地域で防災・減災技術を普及・指導する専門性のある人材を系統的に育成する。
(横浜市は、横浜防災ライセンス、防災リーダー、災害ボランティアリーダーなどの育成を行っているが、想定される大災害に備えるための絶対的な人材確保にはほど遠いのが現状である。)
- ・幼児が集っている幼稚園・保育園などの防災対策とその仕組みを構築する。
- ・学校において防災教育が系統的に実施される仕組みを構築する。
- ・地域における若手成人の参加を促すため、横浜市在住市職員は地域自治会への活動参加を責務とする。

5. 災害時広報

- ・大規模火災における避難誘導情報の提供(ヘリなどの的確な情報による誘導)。
- ・トランシーバーによる地域内情報伝達体制の強化(一部では既に活用されている)。

6. ボランティアとの連携

- ・被災地内からのボランティア活動参加の仕組みを構築する。

12. 機能的な区災害対策本部

- ・各区の防災体制を強化し、横浜市および近隣の区相互に連携できる仕組みをつくる。
- ・区防災計画を早期に修正するための設定目標を明記する。

19. その他

- ・公助については、法制度に基づいて横浜市が実施すべき事項は網羅されているが、市民はこれ以上の積極的な対策を期待している。
- ・横浜市の財政状況を勘案すればおのずから限界があるが、横浜市がもっと積極的に門戸を開いて市民・事業者との連携化の努力をすることにより、地域防災計画に掲げる施策の実効性が上がり、真の意味での連携の実が得られるのではないかとと思われる。
- ・市民・事業者と横浜市との連携の取り組みに関する具体的な施策が不十分と思われる。

以上